

令和8年度遊休農地リモートセンシング導入モデル事業業務委託

企画提案の募集に係る質問・回答

No.	質問内容	回答
1	遊休農地の解析に用いるAIは事業者が開発するものか。それとも、県が指定したものを提供いただくのか。	解析に用いるAIについては、県から指定するものではありませんので、必要に応じて企画提案をお願いいたします。
2	AIツールの開発については、供試データや判別するための指標の指定はあるか。	供試データや遊休農地を判別するための指標の指定はありません。 ただし、本事業の業務委託仕様書の1業務の目的に記載した農地の利用状況調査については、「農地法の運用について」の第3の1(2)エに「遊休農地に該当するおそれがあるか否かの判定について十分な水準を有すると認められる技術により行うこと」と規定されています。※下記の国HP参照 農地法等の三段表・農地制度関係通知：農林水産省
3	衛星画像の解像度の指定はあるか。	衛星画像の解像度について指定はありません。 ただし、本事業の業務委託仕様書の1業務の目的に記載した農地の利用状況調査については、「農地法の運用について」の第3の1(2)エに「人工衛星又は無人航空機の利用その他の手段により得られる動画又画像は十分な解像度を有するものに限る」と規定されています。※下記の国HP参照 農地法等の三段表・農地制度関係通知：農林水産省
4	選考委員会に使用するプレゼン資料は事前を送付する必要はあるか。	応募時に提出された提案書を用いて、選考委員会で説明いただきます。なお、事業の性質上、リモートセンシング技術の実演を行うことも可能とします。
5	企画提案書は枚数の制限はあるか。ワードファイルに図を載せてもよいか。	枚数の制限はありません。ワードファイルに図を載せていただくことは可能です。また、パワーポイント等で作成いただいても構いません。提出時にはPDFへ変換して提出してください。様式毎にファイルを分割して提出いただいても構いません。

6	モデル地区での実証におけるK P Iは事業者が独自で設定することでよいか。	モデル地区での実証は、農業委員会の事務負担軽減効果を実証するものであり、県が定める指標はありませんが、必要に応じて、独自のK P Iを設定して企画提案をお願いします。
7	選考委員会の開始時間は何時からか。プレゼン時間は何分か。	選考委員会は、令和8年3月19日（木）14時～17時を予定しており、企画提案者にはその時間の中で集合時間を設定いたします。プレゼン時間は15分から20分を予定しています。
8	モデル地区となる農業委員会は公表しないのか。	モデル地区となる農業委員会は、現在調整中であるため、公募の段階では公表していませんが、令和6年度における1号遊休農地の面積が、県内市町村の中で上位の市町村農業委員会から選定する予定です。
9	解析結果の提出は地番毎になるか。	ご認識のとおりです。
10	各市町村農業委員会から地番図は提供されるのか。また、地番図の他に農業委員会から提供されるデータはあるか。	各市町村農業委員会から地番図データの他に、農地台帳のデータを提供する見込みです。その他、モデル地区の農業委員会には、実証事業にできる限り協力するようお願いしています。
11	当該業務を完全に履行するために一部業務を再委託する場合、県から承諾を得るための条件はどのようになりますでしょうか。	再委託を行いたい場合は、企画提案書で再委託の内容も含めて提案をお願いいたします。なお、受託事業者の決定後に、再委託を承諾するか、判断いたしますのでご注意ください。

【留意事項】

- ・質問内容については、趣旨を損なわない範囲で要約・調整しています。
- ・本回答に対する再質問はできません。ご了承ください。